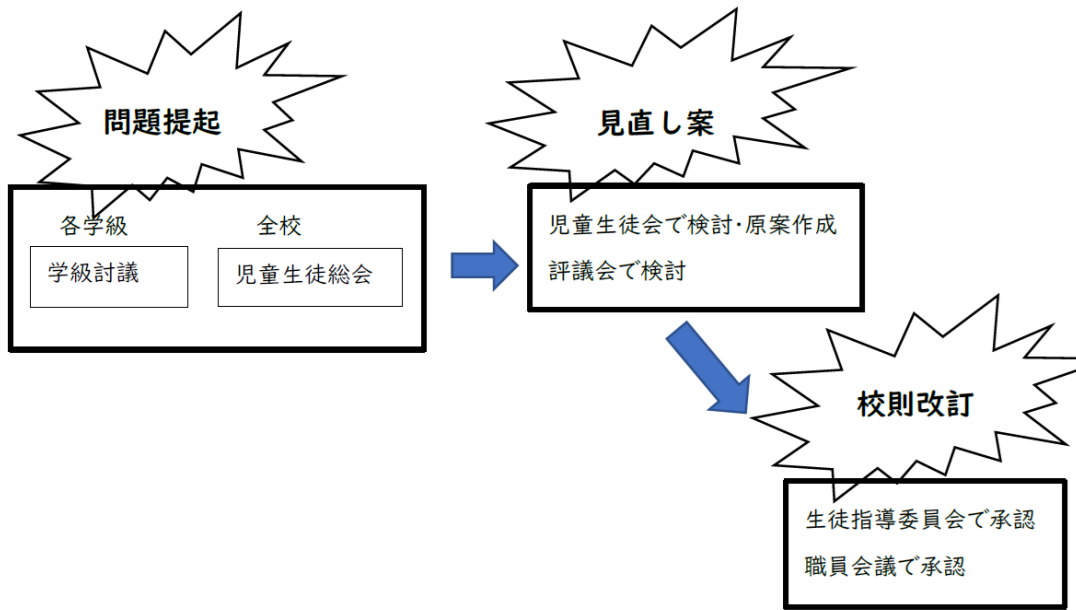


東山開晴館 校則見直しのサイクル



【校則改訂の流れの具体例:令和6年度校則改訂時】

令和5年度

月	内容	担当機関など
12	児童生徒会本部で現校則見直し	児童生徒会本部
1	生徒指導委員会で承認	生徒指導委員会(担当教員)
2	職員会議承認⇒校則改訂	全教員
3	新校則提案・共通理解	生徒指導部長・全教員

令和6年度

月	内容	担当機関など
4	校則について全校児童生徒周知	全校集会・各学級
5	児童生徒総会議案書作成・ 学級討議	児童生徒会・評議会 各学級
6	児童生徒総会	全校集会(4~9年)
7	児童生徒会本部で検討・ 原案作成	児童生徒会本部
8・9		
10		
11		
12	評議会で検討	評議会
1	生徒指導委員会で承認	生徒指導委員会(担当教員)
2	職員会議承認⇒校則改訂	全教員
3		